

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 74 号

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則(昭和 50 年岩手県規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付対象者)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 号の規則で定める者は、その者の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金（以下「修学資金」という。）を受ける年に見込まれる<u>所得の金額</u>（以下「年間所得金額」という。）が <u>279 万円以下</u>であると<u>その者の在学する高等学校の長</u>（条例第 2 条に規定する広域通信制課程（以下「広域通信制課程」という。）に在学する者にあつては、知事。以下「知事等」という。）が認める者とする。<u>ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める金額以下の金額であると知事等が認める者とする。</u></p> <p>(1) 扶養親族（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 34 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有している場合 <u>年間所得金額が所得税法の規定による課税の対象とならない金額の最高額の 100 分の 192 に相当する金額</u></p> <p>(2) 扶養親族である場合 <u>その者を扶養している者の修学資金を受ける年に見込まれる所得の金額が所得税法の規定による課税の対象とならない金額の最高額の 100 分の 192 に相当する金額</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(所得額報告書)</p> <p>第 11 条 借受者は、修学資金の貸付けを受けてから修学資金の貸付けが完了し、又は条例第 6 条の規定により廃止されるまでの期間、毎年 4 月 20 日までに<u>所得額報告書</u>（様式第 14 号）を知事等に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付対象者)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 号の規則で定める者は、その者の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金（以下「修学資金」という。）を受ける年に見込まれる<u>知事が定めるところにより算定したその者の属する世帯の収入の額が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の 1.5 倍未満</u>であると<u>その者の在学する高等学校の長</u>（条例第 2 条に規定する広域通信制課程（以下「広域通信制課程」という。）に在学する者にあつては、知事。以下「知事等」という。）が認める者とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(収入額等報告書)</p> <p>第 11 条 借受者は、修学資金の貸付けを受けてから修学資金の貸付けが完了し、又は条例第 6 条の規定により廃止されるまでの期間、毎年 4 月 20 日までに<u>収入額等報告書</u>（様式第 14 号）を知事等に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

(表)

年 月 日

岩手県知事（ 高等学校長） 様

申請者 氏 名

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

氏名	ふりがな	
生年月日		
現住所	自宅、寄宿舎、下宿、その他	
勤務先		
勤務先所在地		
在学学校名	高等学校（中等教育学校）（ 分校）定時制（通信制）課程第 学年（年次）	
現に支給又は貸付けを受けている奨学金等	奨学金等の名称	
	支給（貸付）機関	
	支給（貸付）金額	月（年）額 円

注 広域通信制課程に在学している者にあつては、単位取得証明書及び当該年次における受講科目及びその単位数を証する書類を添付してください。

(A4)

(裏)

申請者の収入見込額		前年の収入額						円		
		本年の収入見込額						円		
家庭の状況	氏名	申請者との続柄	生年月日(年齢)	勤務先(職業)又は学校名	同居別居の別	本年の収入見込額				備考
			(歳)		同・別	勤労事業収入	恩給年金等収入	その他の収入	計	
			(歳)		同・別					
			(歳)		同・別					
			(歳)		同・別					
			(歳)		同・別					
			(歳)		同・別					
			(歳)		同・別					
連帯保証人	氏名		年齢	勤務先	前年の収入額	申請者との関係				
上記の申請に同意します。										
親権者 氏 名										

- 注1 「家庭の状況」の欄は、申請者と生計を共にする者について記載してください。
- 2 「生年月日（年齢）」の欄の括弧内には、申請日現在の年齢を記載してください。
- 3 家庭の状況の「本年の収入見込額」の欄中、「勤労事業収入」の欄は給与収入、農業収入、営業収入等を、「恩給年金等収入」の欄は恩給、年金、手当等を、「その他の収入」の欄は不動産収入等の継続的収入をそれぞれ記載してください。
- 4 前年の収入額及び本年の収入見込額について、当該金額を証する書類を添付してください。
- 5 連帯保証人が親権者以外の者である場合は、その者が連帯保証人となることを証する書類を添付してください。

様式第 14 号を次のように改める。

様式第 14 号（第 11 条関係）

年 月 日

岩手県知事（ 高等学校長） 様

借受者 氏 名

収 入 額 等 報 告 書

収入額等について、次のとおり報告します。

借受者	氏 名									
	生 年 月 日									
	住 所									
	在 学 学 校 名		高等学校（中等教育学校）（ 分校）定時制（通信制）課程第 学年（年次）							
	勤 務 先									
	勤務先の所在地									
	前年の収入額		円							
	本年の収入見込額		円							
家 庭 の 状 況	氏 名	借受者との続柄	生年月日（年齢）	勤務先（職業）又は学校名	同居別居の別	本年の収入見込額				備 考
			（ 歳）		同・別	勤労事業収入	恩給年金等収入	その他の収入	計	
			（ 歳）		同・別					
			（ 歳）		同・別					
			（ 歳）		同・別					
			（ 歳）		同・別					
			（ 歳）		同・別					
			（ 歳）		同・別					

注1 「家庭の状況」の欄は、借受者と生計を共にする者について記載してください。

- 2 「生年月日（年齢）」の欄の括弧内には、申請日現在の年齢を記載してください。
- 3 家庭の状況の「本年の収入見込額」の欄中、「勤労事業収入」の欄は給与収入、農業収入、営業収入等を、「恩給年金等収入」の欄は恩給、年金、手当等を、「その他の収入」の欄は不動産収入等の継続的収入をそれぞれ記載してください。
- 4 前年の収入額及び本年の収入見込額について、当該金額を証明する書類を添付してください。

(A4)

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和 50 年岩手県条例第 3 号）第 2 条に規定する県内の定時制課程、単位制課程、通信制課程又は広域通信制課程に新たに在学することとなる者（以下「新規在学者」という。）が行う高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金の貸付けの申請（以下「申請」という。）について適用し、同日以後に新規在学者以外の者が行う申請及び同日前に行われた申請については、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における新規在学者が行う申請に対する改正後の規則第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1.5 倍未満」とあるのは、「2.0 倍未満」とする。